以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、安威川流域では過去に幾度も洪水被害が発生していること、夏季にしばしば渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息、生育環境等に大きな影響を及ぼしていることなどから、安威川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、安威川流域の茨木市等５市から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大阪府茨木市役所及び高槻市役所

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４３５０号

東京都千代田区三崎町２丁目２番13号　八千代ビル４階
債務者　株式会社ＣＪａＫ
代表者代表清算人　李　　柱哲
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石岡　良子
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４３５２号

東京都品川区西五反田７丁目17番７号　五反田第一長岡ビル２階
債務者　ゲームヤロウ株式会社
代表者代表取締役　朴　　文秀
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹倉　興基
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４００号

東京都中央区日本橋久松町13番１号
債務者　株式会社マミューズ
代表者代表取締役　高橋　　亨
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　光毅
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４０２号

東京都北区志茂４丁目46番９号
債務者　金剛商事有限会社
代表者代表清算人　武市　久乃
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明彦
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４１７号

東京都足立区島根１丁目10―12
債務者　亡笹森昭造相続財産
相続財産管理人　佐藤　久文
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉　　伊吹
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４２２号

東京都渋谷区代々木１丁目19番12号　新代々木ビル３階
債務者　株式会社メイン総合企画
代表者代表取締役　杉原　義之
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富岡　武彦
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４４６号

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏487番地５
債務者　株式会社ビッグフィッシャー
代表者代表取締役　萩野　文雄
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木英人
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後３時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４４８号

東京都港区東新橋２丁目４番６号
債務者　株式会社アットブレインワン
代表者代表取締役　原　　將弘
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱涯　廣子
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４５７号

埼玉県川越市熊野町６番地４
債務者　株式会社喜多商会
代表者代表取締役　喜多　　巖
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山慎太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４６１号

東京都荒川区東日暮里４丁目４番８号
債務者　オオヤオフィス有限会社
代表者代表取締役　大矢　　亘
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安東　恭一
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月22日午後２時

東京地方裁判所民事第20部